平成30年度

九戸村カーボン・マネジメント強化に伴う地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

１．業務の概要及び目的

九戸村では、地球温暖化対策に向けた取組を部署ごとに実施しているが、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第21条第1項の規定に基づく「地方公共団体地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に相当する計画は策定していない。

本業務では、平成28年５月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」の目標値に遜色のない次期地球温暖化対策実行計画策定を念頭に、「九戸村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定を行うと共に、同計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善（カーボン・マネジメント）のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行うための計画を策定することを目的に実施するものである。

本事業は、環境省の平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の採択を受けて実施する。事業の実施にあたっては事業者に委託する。よって、高度の専門的知識やより良いカーボン・マネジメント体制を提案できる事業者を選考するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

２．対象業務

（１）業務名

「九戸村カーボン・マネジメント強化に伴う地球温暖化対策実行計画（事務事業編）作成業務」

（２）業務内容

本事業は、別紙「九戸村カーボン・マネジメント強化に伴う地球温暖化対策実行計画（事務事業編）作成業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）にもとづき実施。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打合せの中で変更の可能性あり。

（３）委託期間

契約締結の日から平成31年２月15日（金）まで

（４）委託限度額

9,970,000円（消費税及び地方消費税含む）

３．契約方法

公募型簡易プロポーザル方式による随意契約

４．参加資格（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

（１）過去２年以内に契約締結した地球温暖化対策あるいは再生可能エネルギー関連事業

　　　の計画策定及びそれに類する業務を当村以外の地方公共団体から元請として受注した実績があること。

（２）環境省の補助金を活用した調査事業の実績があること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しないこと。

（４）参加申込日現在において、指名停止の処分を受けていないこと。

（５）応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）直近１年間に、国税及び地方税を滞納していない法人等であること。

(７）九戸村暴力団排除条例（平成27年条例第20号）第２条の規定による暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

５．提出書類等

（１）提出書類 （５部提出）

① 参加申込書（様式１）

② 企画提案書（様式２）

③ 業務工程表（様式自由）

④ 参考見積書（内訳書）（様式自由）

⑤ 会社概要書（様式３及び会社パンフレット等）

⑥　暴力団排除に関する誓約書

※参考見積書（内訳書）については、積算根拠、内訳がわかるように記載すること。

なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではないこと。

（２）提出期限

平成30年８月23日（木） 17時00分まで

※応募書類の提出は、下記提出先まで郵送又は持参すること。郵送の場合は、上記提出期限日消印有効とする。なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

（３）提出方法

持参又は郵送（配達証明）によること。

ただし、持参の場合は、提出期限日までの役場開庁日（土、日及び祝日を除く）

８時30分から17時00分までの受付とする。

（４）書類提出先

〒028－6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内10－11－６

九戸村 総務企画課 担当：主任　篠山　剛

　　　　　　　　　　　 Tel :0195-42-2111

Fax :0195-41-1005

E-mail:tsinoyama@vill.kunohe.iwate.jp

６．参加辞退の意思表示

参加申込書（様式１）を提出した後、参加を途中で取りやめる場合は、参加辞退届（様式４）を提出しなければならない。

参加辞退届の提出期限及び提出方法については、平成30年８月22日（水）17時00分までに、ＦＡＸにて提出すること。

７．質問の受付及び回答

（１）受付期間

平成30年８月20日（月）17時00分まで

（２）質問書の提出方法

質問書（様式５）に記入の上、問い合わせ先に記載されている担当者あてに電子メールで送付すること。電話及び直接来庁による質問は応じない。

（３）質問に対する回答

質問書の回答内容は質問のあった者のみに電子メールにて回答する。

８．審査及び選定方法

（１）審査方法及び審査基準

別紙「九戸村カーボン・マネジメント強化に伴う地球温暖化対策実行計画（事務事業編）作成業務委託プロポーザル審査要領」による。

（２）選定方法等

上記の審査により、企画提案内容、事業実績、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、委託候補事業者を選定する。

村は、委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴収し当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「４．参加要件」を満たさないと認められた場合、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

（４）審査結果

① 審査結果は、審査終了契約候補者にのみ書面で通知する。

② 契約候補者および審査結果は本村のホームページで公表する。

③ 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

（５）業者決定及び委託契約の締結

平成30年８月下旬

９．審査基準及び配点

プロポーザルは別紙審査要領及び審査基準表に基づき審査する。

配点は、選定委員一人の持ち点を250点とし、４名の合計1000点を最高点とする。

10．無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

（１）談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。

（２）資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

（３）虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

（４）指定する提出期限を越えて提出（到達）したもの。

（５）配達証明以外の方法で郵送されたもの。

（６）「５．提出書類」の（１）に示す提出書類がないもの。

（７）参加申込書に申請者の記名・押印のないもの。

（８）委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。

（９）参考見積金額を訂正したもの。

（10）参考見積書と内訳書の金額が合致しないもの。

11．公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取消すことがある。

なお、この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を本村に請求することはできない。

12．その他

（１）以下の費用は受託者の負担とする。

① 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用

② 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用

（２）提出された書類等は返却しない。また、村は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無料とする。

（３）提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。

（４）業務受託候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者決定を取消す場合がある。

（５）業務受託候補者が、契約締結までに業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取消し、契約を締結しないことがある。

13．配布書類

（１）入手方法

九戸村ホームページからダウンロード

14．プロポーザルにかかるスケジュール

項 目 日 程

プロポーザル公告 平成30年８月10日（金）

質問書提出期限 平成30年８月20日（月）

質問回答 平成30年８月21日（火）

企画提案書等の応募書類の提出期限 平成30年８月23日（木）

審査結果の通知 平成30年８月27日（月）

委託契約締結（予定） 平成30年８月下旬

【問合せ先】

〒028－6502

岩手県九戸郡九戸村大字伊保内10－11－６

九戸村　総務企画課 担当： 主任　　篠山　剛

　　　　　　　　　　　　　　 Tel :0195-42-2111

Fax :0195-41-1005

E-mail:tsinoyama@vill.kunohe.iwate.jp